

(限度額適用・標準負担額減額認定証:表)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限 7年 7月 31日 交付年月日 6年 8月 1日			
被保険者番号		0 1 2 3 4 5 6 7	
被 保 険 者	住 所	金沢市幸町12番1号	
	氏 名	広域 太郎	男
	生年月日	昭和 5年 11月 1日	
発効期日		令和 年 8月 1日	
適用区分		区分II	
長期入院 該当年月日		年 月 日	保険 者印
保険者番号並 びに保険者の 名称及び印		3 9 1 7 2 0 1 0 石川県後期高齢者医療広域連合	
<small>マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用・標準負担額減額認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。 ※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。</small>			

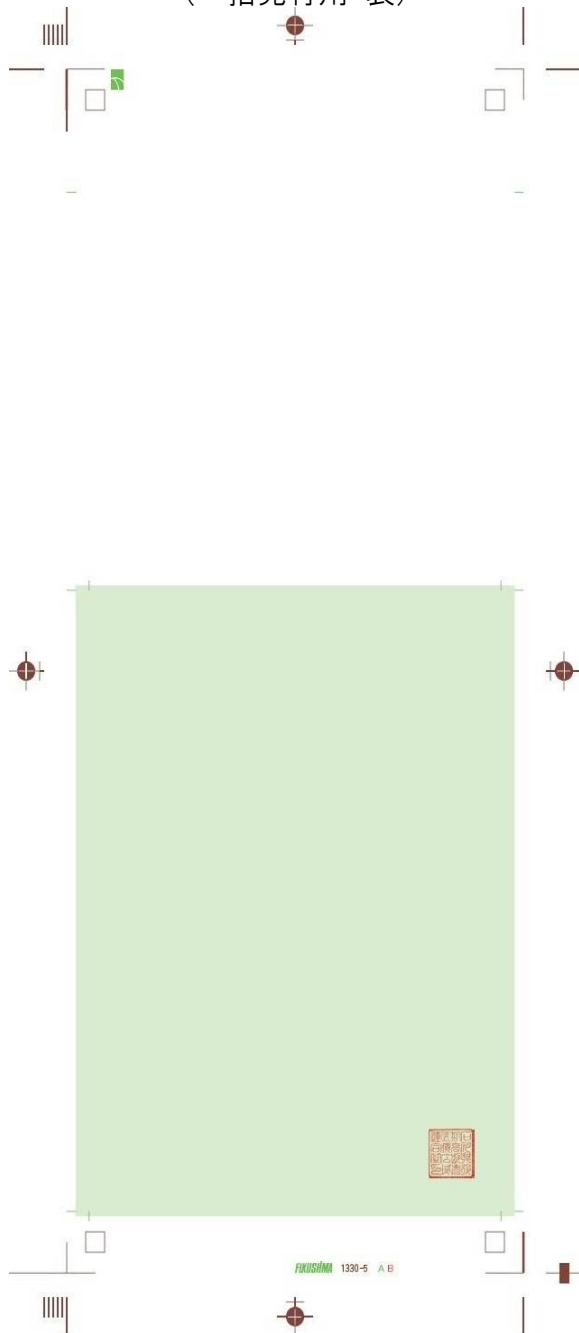
(限度額適用・標準負担額減額認定証:裏)

注意事項

- この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
 - 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活標準負担額は、別に厚生労働省大臣が定める減額された額となります。
- 被保険者の資格がなくなったとき又は認定の条件に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(石川県後期高齢者医療広域連合)あての届書を市町に提出してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

備考

(一括発行用:表)



(一括発行用:裏)

○この認定証は、世帯員全員が住民税非課税の場合に交付されます
 世帯に次のような異動があるときは、異動があった翌月からこの認定証は使えなくなりますので、この認定証を市役所・町役場にお返しください。
 ・あなたが、住民税を課税されている人の世帯に転居したとき
 ・あなたの世帯に、住民税を課税されている人が転居してきたとき
 ・あなたが、所得更正等で、住民税を課税されるようになったとき
 (所得更正で住民税が課税された場合、遡及してこの認定証が使えなくなります)
 ○適用区分が「区分Ⅱ」の方へのお知らせ
 過去1年間(令和4年8月1日以降で「区分Ⅱ」の期間のみ)に90日以上入院した方は、入院食事が安くなります(一部の療養病床に入院している方は除きます)。認定証の「長期入院該当年月日」に日付が入っていない方は、市役所・町役場で申請してください。日付が入っている方は、申請の必要はありません。
 ・申請に必要なもの 認定証
 入院期間のわかるもの(領収書等)

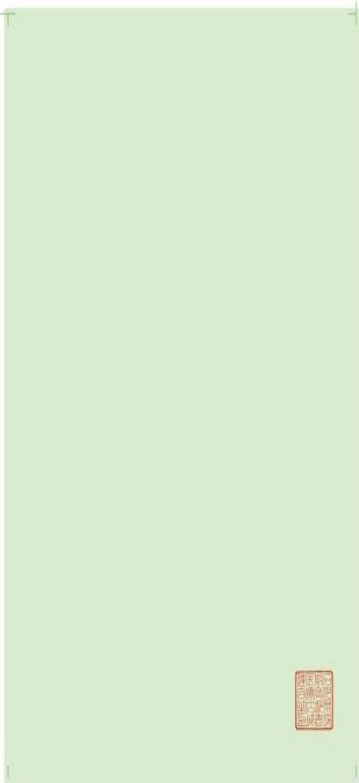
注意事項

- この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
 (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活標準負担額は、別に厚生労働省大臣が定める減額された額となります。
- 被保険者の資格がなくなったとき又は認定の条件に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(石川県後期高齢者医療広域連合)あての届書を市町に提出してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

備考

(窓口発行用:表)

(窓口発行用:裏)



注意事項

1. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
 - (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活標準負担額は、別に厚生労働省大臣が定める減額された額となります。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又は認定の条件に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(石川県後期高齢者医療広域連合)あての届書を市町に提出してください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

備考

1330-5-2 A B
シート用ト>E